

# 愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第202号

令和3年4月30日金曜日 第202号

◇ 目 次 ◇
告 示

落札者等の告示(2件)	(スマート行政推進課) 700
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)	(経営支援課) 700
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 701
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	
建設業者の許可の取消し	******
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(中予地方局地域福祉課) 702
土地改良区の定款変更の認可	(中予地方局農村整備第一課) 703
開発行為に関する工事の完了	(中予地方局建築指導課) 703
建設業者の許可の取消し	(南予地方局管理課) 703
公営企業公告	
術野・桁場映像システムの購入	(公営企業管理局総務課)703
ナビゲーションシステムの購入	(")704

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

# ○愛媛県告示第580号

次のとおり落札者を決定した。 令和3年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運 用管理・支援及び利用支援業務 一 式	愛媛県企画振興部 デジタル戦略局ス マート行政推進課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和3年3月29日	フェイス・ソリューション・テクノロジーズ 株式会社松山支店 松山市南江戸二丁目9 番17号 せとかんビル3F	43 230 ,000円	一般競争入札	令和3年2月16日

## ○愛媛県告示第581号

次のとおり落札者を決定した。 令和3年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
庁内 L A N無線化に係るネットワーク機器設置等業務の委託 一式	愛媛県企画振興部 デジタル戦略局ス マート行政推進課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和3年2月19日	日本電信電話株式会社 愛媛支店 松山市一番町四丁目 3 番地	73 ,700 ,000円	一般競争入札	令和3年1月8日

# ○愛媛県告示第582号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において 告示の日から4月間縦覧に供する。 令和3年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
ドラッグコスモス保内店	八幡浜市保内町宮内 1 - 耕地531 外 5 筆	大規模小売店舗の名称	(仮称)ドラッグコ スモス保内店	ドラッグコスモス保 内店	平成25年 3 月30日	令和3年 4月20日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第583号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
ドラッグコスモス保内店	八幡浜市保内町宮内 1 - 耕地531 外 5 筆	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	令和3年 5月1日	令和3年 4月20日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 9 時30分から午 後10時30分まで	午前 8 時30分から午 後10時30分まで		

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第584号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域											
名	称	指定の 区域	土砂災害 の発生な 国と 対 関 の種類								
コミ エ名 420 72・	5 -	北宇和 郡松野 町大字 吉野	土石流								

7	(次の 図のと おり)	
	,	

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 南予地方局建設部及び松野町に備えて一般の縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第585号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

	土	砂災害警	戒区域	土砂災害特別警戒区域						
Ť	名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生な現 自然現 の種類	名 称	指定の 区域	土砂発生 の 数生な 現 は 現 の 種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項			
2	7 ズ川 - 78 1	北郡町吉(図お宇松大野次のり	急傾斜地 の崩壊	クズ川 - 78 01	北郡町吉(図お宇松大野次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ			

押川(2) - 78 02	北郡町吉(図お すいと)	急傾斜地 の崩壊	押川(2) - 78 02	北郡町吉(図お 宇松大野次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
押川谷 426 - 99 - 00 5	北郡町吉 (図お 宇松大野次のり	土石流	押川谷 426 - 99 - 00 5	北郡町吉(図お 宇松大野次のり のと)	土石流	次の図のとお り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 南予地方局建設部及び松野町に備えて一般の縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第586号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和3年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	エ 主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
〔般 - 2 )第12018号	令和 2 年 8 月19日	(株)アサケン	浅木 勇語	西条市朔日市893 - 26	令和3年 3月1日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 28)第7590号	平成28年 4 月23日	安藤建設(株)	安藤雄二	今治市辻堂4 - 1 - 19	令和3年 3月8日	タイル・れんが・ブロック 工事業	建設業の廃止 (一部)
〔般 - 29 )第2147号	平成29年 12月 4 日	義野工務店	義野 賀絲	今治市大西町紺原甲796	令和3年 3月9日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 29)第17952号	平成29年 7月4日	西安建設㈱	安藤祐久	西条市船屋乙27 - 85	令和3年 3月19日	土木工事業、舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
〔般 - 29 第10939号	平成29年 7月2日	㈱久門組	菅 晋5	西条市中野甲715 - 1	令和3年 3月25日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)

## ○愛媛県告示第587号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和3年4月30日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

指定介護療養型医療施設の開設者の	指	定	介	護	療	養	型	医	療	施	設	辞退年月日	サ ビュの揺粕
名称又は氏名	名				称		所		在		地	<b>幹返午月口</b>	サービスの種類
医療法人 辻井循環器科内科	辻井循環	器科内	科			愛	媛県東	温市田	窪2030	番地		令和3年3月31日	介護療養型医療施 設

## ○愛媛県告示第588号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松前町北伊予土地改良区の定款の変更を認可した。 令和3年4月30日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

#### ○愛媛県告示第589号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和3年4月30日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3 中局建(開)第1号 令和3年4月20日	伊予郡松前町大字鶴吉字北浦916番 3 、916番 5	伊予郡松前町大字鶴吉916番地 伊賀上 太 郎 松山市土居町1126番地1ルピナス 103号 伊賀上 由美佳

#### ○愛媛県告示第590号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和3年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 29)第17916号	平成29年 5 月30日	(有)イケガミ	池上 公毅	大洲市田口甲2405 - 5	令和3年 3月12日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)

## 公営企業公告

## 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年4月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

術野・術場映像システムの購入

(2) 購入物品名及び数量

術野・術場映像システム 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等 入札説明書等による。
- , (1000), (1) E (3 100)
- (4) 納入期限

令和3年7月30日(金)

(5) 納入場所

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

愛媛県立新居浜病院

- (6) 入札方法
  - ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編) 7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。
  - イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

令和3年6月15日(火)午前9時から同月17日(木)午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ (http://www.pref.ehime.jp/) でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年6月17日(木)午後1時30分

愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和3年6月1日(火)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額 及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により 3 (1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Surgical field/surgical site video system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 17 June 2021
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

## ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年4月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

ナビゲーションシステムの購入

(2) 購入物品名及び数量

ナビゲーションシステム 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和3年7月21日(水)

(5) 納入場所

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

愛媛県立新居浜病院

- (6) 入札方法
  - ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。
  - イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当 する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

令和3年6月15日(火)午前9時から同月17日(木)午後1

時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ (http://www.pref.ehime.jp/) でダウン ロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年6月17日(木)午後1時33分

令和3年4月30日

愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

#### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した 物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基 づき令和3年6月1日(火)午後5時00分までに提出しなけれ ばならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者 が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条 において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定 に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額 及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に 限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Navigation system, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 17 June 2021
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

705 令和3年4月30日 発行